



四	法第十条第一項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
五	法第十条の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
六	法第二十二条の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
七	第九条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者にあつては、当該建築士証の番号及び当該建築士証の交付を受けた年月日
八	構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の返納を行つた者にあつては、当該建築士証の返納を行つた年月日
九	(登録事項の変更)
一〇	第一項の届出が生じた日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
一一	国土交通大臣は、前項の届出においては、その変更を正す。
一二	(免許証の書換え交付)
一三	第一級建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証(以下「免許証」という)又は一級建築士免許証明書(以下「免許証明書」という)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。
一四	前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一五	第一級建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失った場合においては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一六	国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。
一七	(免許証の再交付)
一八	第一級建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失った場合においては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一九	国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

二〇	第一級建築士は、第一項の規定により免許証の取消しの申請及び免許証等の返納)
二一	第一級建築士は、法第八条の二(第二号に該当する場合に限る)の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
二二	第一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二(第三号に係る部分に限る)の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
二三	第一級建築士は、法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
二四	第一級建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
二五	第一級建築士が法第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る)若しくは第二項又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該第一級建築士(法第九条第二項の規定により免許を取消された場合においては、当該第一級建築士)は、前項の規定による届出を受けた日から十日以内に、免許証

二六	(免許の取消しの公告)
二七	第六条の二 法第九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。
二八	一 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その免許の取消しを受ける建築士の氏名、その者の登録番号
二九	二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の登録番号
三〇	三 免許の取消しの理由

三一	(免許の取消しの公告)
三二	第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。
三三	一 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の登録番号
三四	二 处分を受けた建築士の氏名、その者の登録番号
三五	三 处分の内容

三六	(登録の抹消)
三七	第七条 国土交通大臣は、免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。
三八	国土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から五年間保存する。
三九	(住所等の届出)
四〇	第八条 法第五条の二第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

四一	第一 登録番号及び登録年月日
四二	二 本籍、住所、氏名、生年月日及び性別
四三	三 建築に関する業務に従事する者にあつては、その業務の種別並びに勤務先の名称(建築士事務所にあつては、その名称及び開設者の氏名)及び所在地
四四	四 国土交通大臣は、前項の審査の結果、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士とある資格を有しないと認めたときは、理由を付し、交付申請書を申請者に返却する。
四五	(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

四五	第九条の四 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第四条第一項の規定による届出を受ける場合において、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項に変更があったときは、当該構造設計一級建築士証又
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

においては、当該一級建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。  
(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第一項第十二号に規定する修了証

第二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第三 第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第四 第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第五 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めたときは、申請者に第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証を交付する。

第六 國土交通大臣は、前項の審査の結果、申請者が構造設計一級建築士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、交付申請書を申請者に返却する。

第七 國土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めたときは、申請者に第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証を交付する。

第八 國土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めたときは、申請者に第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証を交付する。

第九 國土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めたときは、申請者に第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証を交付する。

2 前項及び法第十条の三第四項の規定により構  
は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請し  
なればならない。

造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を書き換えて、申請者に交付する。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の再交付)

言一級建築士二級建築士の免許証用写真を貼付しては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付する旨に、前項の規定による申請があつた場合には、申請者に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を再交付する。

は、第一項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の再交付を申請した後、失った構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を発見した場合においては、発見した日から十日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。  
（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の領置）

**第九条の六** 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である一級建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該一級建築士に対して、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五项、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定（第一条の五第一項及び第二項を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とあるのは「法第十条の十九第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に閲覧する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

3 前項に規定する学科の試験は、建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規等に関する必要な知識について行う。

**第十二条** 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した一級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の一級建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(二級建築士試験の基準)

**第十三条** 二級建築士試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識並びにこれを用いて通常の木造の建築物及び簡単な筋鉄コンクリート造、鉄骨造、レンガ造、石造及びコンクリートブロック造の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することに基準を置くものとする。

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 各種の用途に供する建築物の設計製図及びこれに關する仕様書の作成

二 建築物の用途に応ずる敷地の選定に関すること

三 各種の用途に供する建築物の間取りその他建築物の平面計画に關すること

四 建築物の採光、換気及び照明に關すること

五 簡易な建築設備の概要に關すること

六 各種建築材料の性質、判別及び使用方法に關すること

七 通常の木造の建築物の基礎、軸組、小屋組、床、壁、屋根、造作等各部の構造に關すること

八 簡単な鉄筋コンクリート造、鉄骨造、レンガ造、石造又はコンクリートブロック造の建築物の構法の原理の概要並びにこれらの建築物の各部の構造に關すること

九 建築物の防腐、防火、耐震、耐風構法に關すること

十 普通のトラスの解法、簡単なラーメンに生ずる应力の概要又は普通のはり、柱等の部材の断面の決定に關すること

十一 建築工事現場の管理（工事現場の灾害防止を含む。）に關すること

十二 建築工事の請負契約書、工費見積書又は工程表に関すること

十三 普通に使用される建築工事用機械器具の種類及び性能に関すること

十四 建築物各部の施工の指導監督及び検査に関すること

十五 建築物の敷地の平面測量又は高低測量に関すること

十六 法及び建築基準法並びにこれらの関係法令に関するること

(木造建築士試験の基準)

第十三条の二 木造建築士試験は、学校教育法による高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の小規模の木造の建築物の建築に関する基本的知識並びにこれを用いて小規模の木造の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することに基準を置くものとする。

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小規模の木造の建築物に関する前条第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号から第十六号までに掲げる事項

二 小規模の木造の建築物の鉄筋コンクリート構造、コンクリートブロック造等の部分の構造に関すること

三 小規模の木造の建築物の普通の筋かい、たる木、すみ木等の部材の形状の決定に関すること

四 小規模の木造の建築物の普通のはり、柱等の部材の断面の決定に関すること  
(試験期日等の公告)  
(受験申込書)

第十四条 一級建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関する必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

イ 法第十四条第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合には、これに代わるべき適切な書類)

ロ 法第十四条第一号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ 国土交通大臣が別に定める法第十四条第三号に該当する者のうち、三号に該当する者の基準に適合する者については、その基準に適合することを証するに足る書類

二 法第十四条第三号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二 申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行う一級建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項に掲げる書類を添え、中央指定試験機関の定めるところにより、これを中央指定試験機関に提出しなければならない。

(合格公告及び通知)

**第十六条** 国土交通大臣又は中央指定試験機関は、一級建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。

**第十七条** 中央指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

**第十八条** 中央指定試験機関は、法第十三条の二第二項の規定により同条第一項に規定する国土交通大臣の職權を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日

二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地

三 处分の内容及び年月日

四 その他参考事項

第十七条の二から第十七条の十四まで 削除

第二章の二 構造計算によつて建築物の安全部を確かめた旨の証明書等

(構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書)

**第十七条の十四の二** 法第二十条第二項の規定による交付は、第四号書式により行うものとする。

(工事監理報告書)

**第十七条の十五** 法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

**第十七条の十六** 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条の二十七において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに結果を記録したものを作成する方法

三 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであつて、当該建築主が当該結果を閲覧していったことを確認したときはこの限りではない。

二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていいこと。

三 前項第一号ロに掲げる方法があつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していなかったことを確認したときはこの限りではない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(構造設計一級建築士への法適合確認)

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 構造設計図書

三 建築基準法施行規則第一条の三第四項の表二の各項の(一)欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(設備関係規定に係るものに限る。)

二 設備設計図書

三 建築基準法施行規則第一条の三第四項の表二の各項の(一)欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(設備関係規定に係るものに限る。)

法第二十条の三第二項の確認を受けた建築物の設備設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

**第二章の三 建築設備士**

第一項第一号の「登録学科試験」とは、建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録学科試験」という。)に合格した者

一 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録設計製図試験」という。)に合格した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する旨を記録する方法

三 電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(いずれも構造関係規定に係るものに限る。)

法第二十条の二第二項の確認を受けた建築物の構造設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

**第十七条の十七の二** 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

三 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表四の各項の(一)欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(いずれも構造関係規定に係るものに限る。)

法第二十条の二第二項の確認を受けた建築物の構造設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

**第十七条の十七の三** 法第二十条の三第二項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。

(設備設計一級建築士への法適合確認)

一 建築基準法施行規則第二条の二第一項の表に掲げる図書

二 設備設計図書

三 建築基準法施行規則第一条の三第四項の表二の各項の(一)欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(設備関係規定に係るものに限る。)

法第二十条の三第二項の確認を受けた建築物の設備設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

**第二章の三 建築設備士**

第一項第一号の「登録学科試験」とは、建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録学科試験」という。)に合格した者

一 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録設計製図試験」という。)に合格した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

一 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定め

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定め

三 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定め

四 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表四の各項の(一)欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該各項の(二)欄に掲げる書類(いずれも構造関係規定に係るものに限る。)

法第二十条の二第二項の確認を受けた建築物の構造設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

**第十七条の十七の二** 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

三 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表四の各項に掲げる図書

一 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書

二 構造設計図書

三 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表二の各項に掲げる図書

四 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の各項に掲げる図書

五 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表四の各項に掲げる図書

一 建築基準法第二十条第一項第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる審査により行うものとする。

一 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の各項目に掲げる図書

二 構造設計図書

三 建築基準法第二十条第一項第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

一 政令第二百一号。以下「令」という。第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

（登録の申請  
第十七条の十一）

前条第一号イ又はロの登録は、  
又は登録登記試験の結果に依る。

四 登録試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

三 建築士事務所の開設者に支配されていいるものとして次のいずれかに該当するものでない二。

欄に掲げる時間を標準として、登録設計製図試験にあつては同表(二)項(い)欄に掲げ

2 行おうとする者の申請により行う

六 その他参考となる事項を記載した書類  
(欠格条項)

**第十七条の二十** 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第十七条の十八第一号イ又はロの登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十七条の三十の規定により第十七条の十八第一号イ又はロの登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

**第十七条の二十一** 国土交通大臣は、第十七条の十九の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十七条の十八第一号イの登録を受けようとする場合にあつては第十七条の二十三第一号の表(一)項(い)欄に掲げる科目について学科の試験が、第十七条の十八第一号ロの登録を受けようとする場合にあつては同表(二)項(い)欄に掲げる科目について設計製図の試験が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 建築設備士

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の登録試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の登録試験事務に関する科目的研究により博士の学位を授与された者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

五 試験に合格した者に対し、合格証書及び第  
四号の三書式による合格証明書（以下単に  
「合格証明書」という。）を交付すること。

六 試験に備えるための講義、講習、公開模擬  
学力試験その他の学力の教授に関する業務を行  
わないこと。

（登録試験事項の変更の届出）

**第十七条の二十四** 登録試験実施機関は、第十七  
条の二十一第二項第二号から第四号までに掲げ  
る事項を変更しようとするときは、変更しよう  
とする日の二週間前までに、その旨を国土交通  
大臣に届け出なければならない。

（登録試験事務規程）

**第十七条の二十五** 登録試験実施機関は、次に掲  
げる事項を記載した登録試験事務に関する規程  
を定め、登録試験事務の開始前に、国土交通大  
臣に届け出なければならない。これを変更しよう  
とするときも、同様とする。

一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事  
項

二 登録試験事務を行なう事務所及び試験地に關  
する事項

三 試験の日程、公示方法その他の登録試験事  
務の実施の方法に関する事項

四 試験の受験の申込みに関する事項

五 試験の受験手数料の額及び収納の方法に關  
する事項

六 試験委員の選任及び解任に關する事項

七 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方  
法に関する事項

八 終了した試験の問題及び当該試験の合格基  
準の公表に關する事項

九 試験の合格証書及び合格証明書の交付並び  
に合格証明書の再交付に關する事項

十 登録試験事務に關する秘密の保持に關する  
事項

十一 登録試験事務に関する公正の確保に關す  
る事項

十二 不正受験者の処分に關する事項

十三 第十七条の三十一第三項の帳簿その他の  
登録試験事務に關する書類の管理に關する事  
項

十四 その他登録試験事務に關し必要な事項  
（登録試験事務の休廃止）

**第十七条の二十六** 登録試験実施機関は、登録試  
験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ  
うとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項

を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由  
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の二十七 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものとの閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法

前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

**(適合命令)**

**第十七条の二十八** 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第十七条の二十一第一項の規定に適合していなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機間にに対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(改善命令)**

**第十七条の二十九** 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第十七条の二十三の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機間にに対し、同条の規定による登録試験実施機間に対する改善の措置をとるべきことを命ずることができる。

**(登録の取消し等)**

**第十七条の三十** 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 一 第十七条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十七条の二十四から第十七条の二十六まで、第十七条の二十七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十七条の二十七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第十七条の三十三の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第十七条の十八第一号又は口の登録を受けたとき。

**(帳簿の記載等)**

**第十七条の三十一** 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならぬ。い。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別
- 四 合格年月日

**2** 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

（国土交通大臣による試験の実施等）

第十七条の三十二 國土交通大臣は、試験を行う者がいないとき、第十七条の二十六の規定によれる登録試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の三十の規定により第十七条の十八第一号イ若しくはロの登録を取り消し、又は登録試験実施機関に対し登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験実施機関が天災その他の事由により登録試験事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるとときは、登録試験事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、登録試験実施機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

（一）登録試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

（二）前条第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

（三）その他国土交通大臣が必要と認める事項（報告の微収）

第十七条の三十三 國土交通大臣は、登録試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験実施機関に対し、登録試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十七条の三十四 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

（一）第十七条の十八第一号イ又はロの登録をしたとき。

（二）第十七条の二十四の規定による届出があつたとき。



一 前条第一項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの  
 二 ファイルへの記録の方式  
 (延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用して承諾の取得)  
 第十七条の四十一 令第八条第一項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。  
 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
 イ 計約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第八条第一項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第一項において準用する令第七条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
 ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法  
 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル  
 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。  
 3 第一项第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

### 第三章 建築士事務所

(更新の登録の申請)

第十八条 法第二十三条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前三十日までに登録申請書を提出しなければならない。

(添付書類)  
 第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けよう

する者(以下「登録申請者」という)は、法第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 建築士事務所が行つた業務の概要を記載した書類  
 二 登録申請者(法人である場合には、その代表者をいう。以下この号において同じ。)及び建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)の略歴を記載した書類(登録申請者が管理建築士を兼ねているときは、登録申請者の略歴を記載した書類とする。)  
 三 管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習の修了証の写し  
 四 法第二十三条の四第一項各号及び第二項各号に関する登録申請者の誓約書(登録申請書等の書式)  
 五 登録申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書(登録申請書等の書式)  
 (登録事項)

第二十条 登録申請書及び前条の添付書類(第四号に掲げる書類を除く。)は、それぞれ第五号書式及び第六号書式によらなければならぬ。  
 (登録事項)

第二十一条 法第二十三条の三第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第二十六条第一項又は第二項の規定による取消し、戒告又は閉鎖の処分(当該処分を受けた日から五年を経過したものを除く。)及びこれらを受けた年月日並びに建築士事務所に属する建築士の登録番号とする。  
 都道府県知事は、法第二十三条の三第一項の規定による登録をした後において、法第二十六条第二項の規定による戒告又は閉鎖の処分をしたときは、当該処分及びこれらを受けた年月日を法第二十三条の三第一項に規定する登録簿(次項において単に「登録簿」という。)に登録しなければならない。  
 指定事務所登録機関が法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務を行う場合において、建築士法に基づく中央指定登録機関等に關する省令第二十一条に規定する通知を受けたときは、同条第三号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

(心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者)  
 第二十一条 法第二十三条の四第六号の国士交通省令で定める者は、精神の機能の障害に由り建築士事務所について登録を受けようと

より建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる。  
 第二十二条 法第二十三条の六第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 (設計等の業務に関する報告書)  
 一 当該建築士事務所に属する建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、その登録番号及びその者が受けた法第二十二条の二第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日並びにその者が管理建築士である場合にあつては、その旨  
 二 当該建築士事務所に属する一級建築士が構成設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨、その者の構成設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第二十二条の二第四号及び第五号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日  
 三 当該事業年度において法第二十四条第四項の規定により意見が述べられたときは、当該条例の概要  
 三 当該事業年度において法第二十四条第四項の規定により意見が述べられたときは、当該法第二十三条の六に規定する設計等の業務に関する報告書は、第六号の二書式によるものとする。  
 二 都道府県知事は、法第二十三条の三第一項の規定による登録をした後において、法第二十六条第二項の規定による戒告又は閉鎖の処分をしたときは、当該処分及びこれらを受けた年月日を法第二十三条の三第一項に規定する登録簿(次項において単に「登録簿」という。)に登録しなければならない。  
 一 建築物の設計に関する業務  
 二 建築物の工事監理に関する業務  
 三 建築工事契約に関する事務に関する業務  
 四 建築工事の指導監督に関する業務  
 五 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務  
 六 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務

2 前項各号に掲げる業務に從事したそれぞれの期間は通常ることができる。  
 (帳簿の備付け等及び図書の保存)  
 第二十二条 法第二十四条の四第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 契約の年月日  
 二 契約の相手方の氏名又は名称  
 三 業務の種類及びその概要  
 四 業務の終了の年月日  
 五 報酬の額  
 六 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名  
 七 業務の一部を委託した場合にあつては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所  
 八 法第二十四条第四項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要  
 九 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の四第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。  
 一 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条に規定する設計等の業務に関する報告書への記載に代えることができる。  
 二 建築士事務所の業務として作成した図書(第三号ロ及び第四号ロにあつては、受領した図書)のうち起算して五年間当該帳簿を保存しなければならない。  
 三 設計図書のうち次に掲げるもの  
 イ 配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図  
 ロ 当該設計が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物の設計である場合にあつては、当該構





		附 則（昭和二十九年三月一日建設省令第五号）
1	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、建築士法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十五号）の施行の日（平成十年六月十九日）から施行する。
附 則（昭和三十二年二月二十一日から施行する。）	附 則（昭和四二年八月一日建設省令第二〇号）抄	附 則（昭和四三年三月一三日建設省令第八号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

		附 則（平成一二年一月一四日建設省令第一〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（昭和五三年五月一三日建設省令第九号）	附 則（昭和五八年一二月二一日建設省令附則）	附 則（昭和五八年一二月二五日建設省令第一一号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成一二年三月三一日建設省令第一九号）

		附 則（平成一二年四月一日から施行する。）
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四号）抄	附 則（平成一二年三月二六日国土交通省令第四号）抄	附 則（平成一二年三月二七日建設省令第三号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	1 この省令は、公布的日から施行する。	1 この省令は、公布的日から施行する。

		附 則（平成一八年三月二九日国土交通省令第一号）
1 この省令は、公布的日から施行する。	1 この省令は、公布的日から施行する。	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則（平成一八年四月一八日国土交通省令第五八号）抄	附 則（平成一八年四月一八日国土交通省令第二条）	附 則（平成一八年四月一八日国土交通省令第一条）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

		附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。（助教授の在職に関する経過措置）	1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。（助教授の在職に関する経過措置）	1 この省令は、平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）
附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）	附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）	附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。（助教授の在職に関する経過措置）	1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。（助教授の在職に関する経過措置）	1 この省令は、平成一九年三月三〇日国土交通省令第二条）

		附 則（平成一九年五月一八日国土交通省令第六七号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年五月一八日国土交通省令第六七号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年五月一八日国土交通省令第六七号）抄

		附 則（平成一九年五月一八日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年五月一八日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年五月一八日国土交通省令第六一號）

における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一及び二 略

三 建築士法施行規則第十七条の二十一
附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六六号）抄

		附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六六号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六六号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六六号）

		附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）

		附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成十六年十月一日から施	1 この省令は、平成一九年六月一九日国土交通省令第六一號）

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）において一級建築士試験に合格しておらず、施行日において現に建築士事務所に所属している一級建築士及び施行日から平成二十四年三月三十一日までに建築士事務所に所属した一級建築士で、一級建築士定期講習を受けたことがない者は、平成二十四年三月三十一日までに一級建築士定期講習を受けなければならない。</p> <p><b>第二条</b> 前項の規定は、施行日において二級建築士試験に合格している者について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「二級建築士」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第三条</b> 第一項の規定は、施行日において木造建築士試験に合格している者について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「木造建築士」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第四条</b> 前項の場合において、第十七条の三十七第一項（表第一号及び第三号を除き、同条第二項及び同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>	<p><b>(経過措置)</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合にあつては、平成二十三年十一月二十七日までの間は、この省令による改正後の第十九条第四号の規定は、適用しない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年一〇月三一日国土交通省令第八九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布的日から施行する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年一二月一九日国土交通省令第三七号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布的日から施行する。</p>	<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二一年五月一九日国土交通省令第八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布的日から施行する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二一年五月三〇日国土交通省令第二七号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布的日から施行する。</p>	<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>附 則</b> (平成二一年五月三〇日国土交通省令第七八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布的日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一号書式（第一条の五関係）（A4）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

附則（令和）

省令第七八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日国土  
令第七号）抄

**(施行期日)**  
この省令は、令和五年二月一十八日から施行する。

付

令第七五号  
この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日国土交通省  
省令第九八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則（令和六年二月一九日国土交通省  
令第一二号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則（令和六年三月二九日国土交通省  
令第三六号）抄**

**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月三日国土交通省令  
第六三号）  
この省令は、令和七年四月一日から施行す  
る。

第2 に の り の 申 記 入 等 合 其	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二级建築士等としての 建築実務経験期間の 合計
第3 る 三 合 の り の 申 記 入 等 合 其	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
第4 る 四 合 の り の 申 記 入 等 合 其			年 月 日	年 月 日

**第一号の二書式（第一条の五関係）（A4）**

登録免許税納付書類 登録免許税明書 登付票
-----------------------------

## 第一号の二書式(第一条の五関係) (A4)

【記入注意】この実務経歴書は勤務先(日常業務を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や誤義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や懲戒が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことに対する実務経歴證明書を提出します。	私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日	氏名 _____
国土交通大臣 中央指定登録機関 (名定 榜)	勤務先等
	所在地(番地まで)
	在職期間の合計 年月～年月 年月数
	年月～年月 年月
在職期間 年月～年月 年月数	地位職名
	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二) 実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)

建築実務の詳細		建築実務経験期間の合計	
		年 月	
		建築実務経験期間	
対象物件の名称等		対象物件の所在地	
(1)		年月～年月	年月数
		年月～年月	年月
		年月～年月	年月
		実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)	
(2)		対象物件の名称等	対象物件の所在地
		年月～年月	年月数
		年月～年月	年月
		実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)	
(3)		対象物件の名称等	対象物件の所在地
		年月～年月	年月数
		年月～年月	年月
		実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)	

登録免許税明書 登付票	_____
----------------	-------

第一号の三書式（第一条の五関係）（A4）

第一回の立式書(第一回の立式書) (A4) (手書き用紙4枚目、手書き用紙5枚目)	
実施結果登録用紙	
年 月 日	
国 土 税 委 大 会 中 地 保 交 通 食 営 国 旗	
監査課長 監査課次長 監査課員 監査課員名簿	
下記の者が申請した一級建築士先生の申請に付された実施結果は、本当に 実施しないことを確認する。	
是	
1. 先行申込書名	
2. 建築実施結果 審査官印(捺印)合計枚数: 年 月 審査官印(捺印)	
備 考	
1. 本申請書は監査課に提出し、監査課が審査結果を判断すること。 2. 但是、本申請書に記入する内容が監査課の審査結果と異なる場合、監査課は監査結果を提出すること。 3. 本申請書は監査課の監査課長、監査課次長、監査課員の署名捺印を 要する。	

第一号書式（第一条関係）

第一回書式(第二回用) (印字用) (郵便用) (郵便用) (郵便用)	
一般 請 應 声 先 生 訊	
(氏名) 年月日生	
(住所) 郵便番号	
(電話番号) 電話機種	
郵便局名(郵便局番号) これら 一欄は必ず内側に記入すること	
年月日	
國土文政大圖(氏名) 送付	
5.5cm (裏)	
5.5cm (表)	
請付便覽	
請求の範囲	
自了年月日	
了承証号	
1.5cm	

第三号書式（第八条関係）（郵便はがき）

第三号の二書式（第九条の三関係）（A4）

### 第三号の三書式（第九条の三関係）

### 第三号の四書式（第九条の三関係）

## 第四号書式（第十七条の十四の一関係）（A4）

第4号用紙(表第十九条第十九項の二)の(4)	
<p>被験者名(前記第(1)項に記載した被験者の性別を示すための記入欄)</p> <p>被験者は20歳未満の被験者(誕生日)、別途の被験者名(性別)によって記載する被験者の性別を確めたことを記載</p>	
<p style="text-align: center;">年　月　日</p>	
<p>( ) 建築士 ( ) 陸上競技選手 氏名 ( ) 土木工事士 ( ) 事務職業　年　月　日</p>	
<p>所在地　電話</p>	
<p>責任者　職名</p>	
<p>被験者の住所</p>	
<p>被験者の性別と年齢</p>	
<p>被験者の年齢</p>	
<p>性別</p>	
<p>1. 被験者の年齢 2. 被験者の性別</p>	
<p>性別　男　女　性別　男　女</p>	
<p>被験者の区分</p>	
<p>1. 被験者被験区分(以下「法」といって、(法)各条項の総称) 前記に記載の被験者 2. 被験者被験区分(以下「規則」といって、規則各条項の総称) 前記に記載の被験者 3. 被験者被験区分(以下「規程」といって、規程各条項の総称) 前記に記載の被験者 4. 被験者被験区分(以下「規定」といって、規定各条項の総称) 前記に記載の被験者</p>	
<p>被験者の被験区分に係る被験者登録番号</p>	
<p>1. 被験者登録番号(以下「登録番号」といって、(登録番号)各条項の総称) 前記に記載の被験者登録番号 2. 被験者登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の被験者登録番号 3. 被験者登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の被験者登録番号 4. 被験者登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の被験者登録番号 5. 被験者登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の被験者登録番号</p>	
<p>被験者の被験区分に係る登録番号</p>	
<p>1. 国交省登録番号(以下「登録番号」といって、(登録番号)各条項の総称) 前記に記載の登録番号 2. 国交省登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の登録番号</p>	
<p>被験者の被験区分に係る登録番号</p>	
<p>1. 国交省登録番号(以下「登録番号」といって、(登録番号)各条項の総称) 前記に記載の登録番号 2. 国交省登録番号(以下「登録番号」といって、登録番号各条項の総称) 前記に記載の登録番号</p>	

【個人用】

- 「耕野井」等で手をあわせる際は、通常通りでいい。
- 建設会社との間の取引では、セメント・コンクリート等の材料費に係る金額を算出する際には、建設会社が「耕野井」等で手をあわせた場合と同様に、通常通りでいい。
- 「植木仕事」の取引の際、該当する手の歩合でいい。
- 「田畠の耕作」の取引の際、該当する手の歩合でいい。
- 「田畠の耕作直後に築堤等の工事」の取引の際、「田畠の耕作」の歩合と「築堤等の工事」の歩合を合算して、該当する手の歩合で計算する方法でいい。
- 「田畠の耕作直後に築堤等の工事」の取引の際、「田畠の耕作」の歩合と「築堤等の工事」の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。
- 「耕野井」等で手をあわせる際には、「耕野井」等で手をあわせる場合と同様に、通常通りでいい。ただし、該当する手の歩合を算出する際には、各手の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。
- 次の(1)項目までに適用する農業生産手当料金(「手当料」)の、それらの合計額が10万円までの場合は、通常通りでいい。  
（1）「耕野井」等で手をあわせる際の手当料金(「手当料」)の歩合を算出する際には、各手の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。
- この適用範囲を超える取引の際について、「耕野井」等に係る手当料金(「手当料」)の歩合を算出する際には、各手の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。
- この適用範囲を超える取引の際について、「耕野井」等に係る手当料金(「手当料」)の歩合を算出する際には、各手の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。
- この適用範囲を超える取引の際について、「耕野井」等に係る手当料金(「手当料」)の歩合を算出する際には、各手の歩合を合算して、該当する手の歩合でいい。

第四号の二書式（第十七条の十五関係）（A4）

工事完了時ににおける確認	書類 月 日	説明 記述	結果 概要
工事施工者による工事監査	書類 月 日	説明 記述	結果 概要
運営面に係る監査	運営面 監査 月 日	運営面を監査した 旨の記述	運営面を監査した 旨の記述
備考	*		備考

（備考欄）

（記入注意） 1. 本手帳は各月件に行なうべき事項においては、逐月の記録をとることをめざす。  
 2. 本手帳は、工事施工者による工事監査の実施、運営面の監査の実施の際の定期的検査の実施について、実施の有無、実施の時期等の記録をとることとしている。  
 3. 「工事施工者による監査」の欄は、建設省令第16号規則に規定する監査の実施の有無、実施の時期等の記録をとることとしている。  
 4. 「運営面による監査」の欄は、建設省令第16号規則に規定する監査の実施の有無、実施の時期等の記録をとることとしている。  
 5. 「他の機関による監査」の欄は、建設省令第20号規則に規定する監査の実施の有無、実施の時期等の記録をとることとしている。  
 6. 「備考欄」の欄は、工事施工者による監査の実施の有無、実施の時期等の記録をとることとしている。  
 7. ここで記入しなかつた場合は、別途記入して貰うこととする。

第四号の三書式（第十七条の二十三関係）（A-4）（甲）提交令文・通知、令文提出令文・  
一部略記

#### 第四号の三書式（第十七条の一十三関係）（A4）

連続供試博士試験会登録書	
( 姓 名 )	
年 月 日生	
上記の本名は、連邦土地局地籍課第17冊の第13号( )の登録資料と一致することを証明する。	
合意したことを記入する。	
合意した 検 証 会 席 年 月 日	検 証 号
監 督 学 科 條 件 年 月 日	
監 督 教 师 條 件 年 月 日	
監 督 教 师 條 件 年 月 日	
年 月 日	被檢驗實地測量名 代 表 著 名

(記入仕度)  
題柄内容に該当する試験を○で囲んで下さい。

[記入は選択] 全ての所属建築専攻についてこの審査に応じられない場合は、審査の「実」の〇〇の中に△を付けたうえで、この欄に  
所属建築専攻名を記入して下さい。

題名	著者名	出版社	出版年	内容
日本の歴史	吉川弘文館編著	吉川弘文館	1980	日本歴史の概要
世界の歴史	吉川弘文館編著	吉川弘文館	1980	世界歴史の概要
世界の地理	吉川弘文館編著	吉川弘文館	1980	世界地理の概要
世界の文化	吉川弘文館編著	吉川弘文館	1980	世界文化の概要

[足入社黨] (第三三) 党員名簿

第六号書式（第二十条関係）（A4）

口	日	月	年
國	省	市	區
郵政編號			
通訊地址			
備註			

（説明）「2. おもに、おもてなしの心で、人との接点を大切に、各自が担当していく中で、新たな事業を立ち上げていく」。

第六号の一書式（第二十一条の三関係）（A4）

第1回 勝利・黙示録の現れ		第2回 永遠の命		第3回 神の御心	
日	月	日	月	日	月
1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29
30	31				

## 第七号様式（第二十二条関係）

## 第七号の二書式（第二十二条の二関係）(A)

(A4)

令和2年 月 日
建設業法第24条の6の規定により開業に供する書類
（第一面）
建築士事務所の概要
年 月 日現在
（記入注意）
1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 (例)
東京都 千代田区 霞ヶ関 ○一〇一〇
国土 太郎
建築物所 在地
建築物の名称 及び用途
構造及び規模
業務内容
期間

第七号様式（第二十二条関係）(A)
（第一面）
建築士事務所の概要
年 月 日現在
（記入注意）
1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 (例)
東京都 千代田区 霞ヶ関 ○一〇一〇
国土 太郎
建築物所 在地
建築物の名称 及び用途
構造及び規模
業務内容
期間

第七号の二書式（第二十二条の二関係）(A)
建 築 士 法 第 24 条 の 6 の 規 定 に よ り 開 業 に 供 す る 書 類
（第一面）
建 築 士 事 務 所 の 概 要
年 月 日 現 在
（記入注意）
1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 (例)
東京都 千代田区 霞ヶ関 ○一〇一〇
国土 太郎
建築士事務所の開業者が法人である場合は、開業者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

（第二面）
建 築 士 事 務 所 の 業 務 の 実 繢
年 月 日 現 在
（記入注意）
1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 (例)
東京都 千代田区 霞ヶ関 ○一〇一〇
国土 太郎
建築物所 在地
建築物の名称 及び用途
構造及び規模
業務内容
期間
（記入注意）
1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 (例)
東京都 千代田区 霞ヶ関 ○一〇一〇
国土 太郎
建築物所 在地
建築物の名称 及び用途
構造及び規模
業務内容
期間

(第三面)						
所 谓 建 築 士 名 冊						
年 月 日現在						
氏 名	一級建築士、 二級建築士、又は 不造建築士の 別及び管理 種別を記入し、 あらわす ものには、その旨	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士、 又は不造建築 士の場合)	建築士法第 22 条第 1 項第 3 号ま でに定める講 習修了証明書 のものを受け た年月日	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士であつて、 その旨	建築士法第 22 条第 1 項第 3 号 及び第 5 号に定 められたと認 めた講習のう ち、最も長い年 数のものを受け た年月日
計						
一級建築士 名 二級建築士 名 不造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名						

第八号書式（第二十三条関係）

編	名	性別	年	月	日
被 士 兵 病 所 等 立 入 檢 查 記					
印 行 (號)					